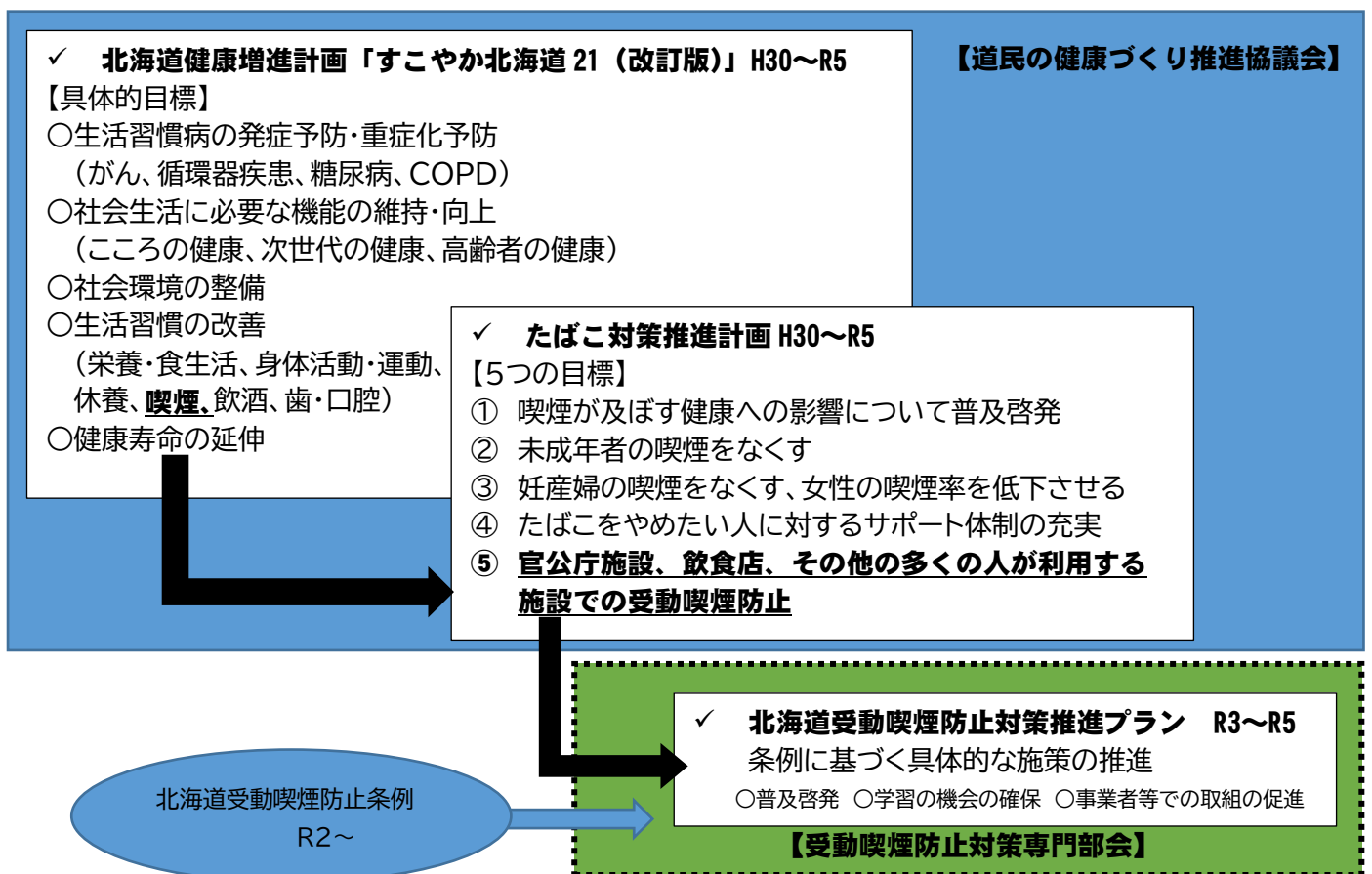


## 「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」の次期計画の取扱い及び今後のスケジュール

### 1 計画策定に係る経過等

- ・平成 13 年 3 月に「すこやか北海道 21」を策定。
- ・平成 15 年 5 月に「健康増進法」施行を機に、たばこ対策の促進の観点から「北海道たばこ対策推進計画」を策定。
- ・平成 25 年 3 月に、「喫煙」を含む 14 領域北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」を策定し、「たばこ対策推進計画」を北海道健康増進計画の付属計画として位置づけ。
- ・令和 2 年 3 月に「北海道受動喫煙防止条例」を制定(令和 3 年 4 月1日全面施行)。
- ・令和 3 年 10 月に、条例に基づく具体的な施策の推進を定めた「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を策定。 ※「たばこ対策推進計画」の受動喫煙防止に関する分野に特化し、改訂。

### 2 関連計画及び協議体の概要



### 3 本計画の今後の方向性について

- 改正健康増進法及び道条例の施行に伴い、受動喫煙対策については、第1種施設 96.5%→93.7%、第2種施設 83.2%→89.6%であり、施設内の受動喫煙対策や普及啓発等は順調に進んでいる。
- 一方、「飲食店等における禁煙表示の実施」(81.5%→74.6%)や「第二種施設の屋外における受動喫煙防止対策の実施率」(66.3%→66.1%)など、事業者等での分煙のための取組において、低調な指標もあり、推進過渡期にある。
- 北海道受動喫煙防止条例施行(最終施行:R3.4.1)から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案して、必要な見直しを行うこととされており、次期見直しは令和7年を予定。

### 【事務局案】

現行の道内での受動喫煙対策等を取り巻く現状を踏まえ、現行計画を当面は維持。

※ ただし、受動喫煙対策が一定程度進んだ際には、たばこ対策推進計画に統合することが望ましく、次期、北海道健康増進計画及び受動喫煙対策推進プラン中に、**評価時（一定の目標達成時）に、計画一体化を検討することを明記。**

## 4 今後のスケジュール等(予定)

年月	専門部会・協議等	主な協議事項
R5.6 中旬	第1回受動喫煙防止対策専門部会	・ 現行プランの令和4年度末時点実績評価 ・ 次期プランの骨子及び目標値設定項目について
R5.8 月上旬	第1回道民の健康づくり推進協議会	健康増進計画骨子(案) ※上記検討内容の報告及び協議
R5.9 中旬	3定 道議会	現計画の評価、骨子案
R5.10 月上旬	第2回受動喫煙防止対策専門部会	素案(案)
R5.10 月下旬	第2回道民の健康づくり推進協議会	健康増進計画素案(案) ※上記検討内容の報告及び協議
R5.11 上～中旬	財政課執行協議	素案(案)
R5.11 下旬	4定 道議会	素案(案)
R5.12 上～中旬	パブコメ	素案
R6.1 月	第3回受動喫煙防止対策専門部会	原案
R6.1 下旬	第3回道民の健康づくり推進協議会	健康増進計画原案 ※上記検討内容の報告及び協議
R6.2 中旬	1定 道議会	原案
R6.3 月上旬	第4回受動喫煙防止対策専門部会	・ 現行プランの令和5年度末時点実績評価